

柏市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査及び同条第7項による財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定による結果の報告を別紙のとおり公表します。

平成19年 8月30日

柏市監査委員	渡	邊	義	一
柏市監査委員	酒	井	成	浩
柏市監査委員	田	中	十三	一
柏市監査委員	湯	浅		武

財政援助団体等監査

社会福祉法人

柏市社会福祉協議会

1 監査を執行した監査委員名

渡 邊 義 一

酒 井 成 浩

田 中 三 一

湯 浅 武

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

3 監査の期間

平成19年4月6日から平成19年7月27日まで

4 監査の対象

監査対象団体	補助対象事業及び補助金額	主管部課
社会福祉法人 柏市社会福祉協議会	社会福祉協議会運営費 88,904,000円	保健福祉部 保健福祉総務課
	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業 94,685,000円	
	かしわ広域後見支援センター事業 4,750,000円	
	さわやかサービス事業 18,635,000円	
	計 206,974,000円	

5 監査の方法

平成18年度における上記補助対象事業について、補助金の出納その他これに係る事務が、適正かつ効率的に執行されているか、監査対象団体及び主管課から資料の提出を求めるとともに、関係者の説明を受けて行った。

6 監査の概要

(1) 監査対象団体の設立目的

柏市社会福祉協議会は、柏市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(2) 組織

当該法人は、執行機関としての理事会及び議決機関としての評議員会（40名）から成り、次に掲げる役員並びに職員をもって運営されている。

会長，副会長3名，常務理事（事務局長兼務），理事13名及び監事2名

総務課職員 専任3名，市派遣2名，嘱託1名，臨時1名
地域福祉課職員 専任11名，市派遣3名，嘱託1名，臨時3名

ボランティアセンター職員 専任7名，嘱託9名，臨時55名

(3) 補助金の内容

柏市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき交付されている対象事業等及び対象経費は、次のとおりである。

ア 運営事務

(ア) 人件費

(イ) 管理費

イ 地域福祉活動

(ア) ネットワーク推進職員人件費

(イ) ネットワーク事業に要する経費

(ウ) 地区社会福祉協議会活動助成事業に要する経費

(エ) ボランティア活動促進事業に要する経費

(オ) 福祉教育推進事業に要する経費

ウ 後見支援センター事業

後見支援センター事業に要する経費

エ さわやかサービス事業

(ア) 人件費

(イ) さわやかサービス事業に要する経費

7 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正と認められた。

なお、次の事項について留意されたい。

[保健福祉部 保健福祉総務課]

地域ぐるみ福祉ネットワーク事業に係る補助金交付事務については、柏市社会福祉協議会補助金交付要綱にのっとり適正に処理されたい。

[社会福祉法人 柏市社会福祉協議会]

- (1) 住民会員の会費については、社会福祉法人柏市社会福祉協議会会員規程に定められている額を下回って納めている町会等が見受けられるので、社会福祉協議会の活動をより積極的にPRし、市民の理解を得られたい。
- (2) 地区社会福祉協議会助成金支出及びボランティアグループ活動助成金支出に係る精算事務においては、添付される実績報告書・決算書の確認を適切に実施されたい。
- (3) 「地区社会福祉協議会」及び「ふるさと協議会」の活動の整合性を図り、地域住民の相互理解が深まるようさらに努力されたい。